

今治拳友会 大会参加規程

第1条 (目的)

本規程は、今治拳友会（以下「本会」という。）に所属する会員が各種大会、試合、演武会その他対外行事（以下「大会等」という。）へ参加する際に必要な事項を定め、安全かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 (適用範囲)

本規程は、本会が主催、共催、推薦又は参加を認める大会等に適用する。

第3条 (参加資格)

大会等へ参加できる者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 本会の会員であること
- (2) 必要な登録又は手続を完了していること
- (3) 健康状態に問題がなく、参加に支障がないこと
- (4) 本会及び大会主催者の定める規則を遵守できること
- (5) 会費その他納入金に未納がないこと

第4条 (大会出場者の選考)

本会は、出場人数その他大会主催者の定めにより参加希望者全員を出場させることができない場合は、実力、出席状況、競技成績、選考会の結果その他の事情を総合的に考慮して出場者を決定することができる。

第5条 (参加申込み)

大会等へ参加を希望する者は、本会の定める方法により、所定の期日までに申込みを行わなければならない。

2 未成年者については、保護者の同意を必要とする。

第6条 (参加費等)

大会参加費、登録費、交通費、宿泊費その他必要な費用は、原則として参加者又は保護者の負担とする。

2 本会が必要と認めた場合は、その全部又は一部を補助することができる。

第7条 (引率及び監督)

未成年者が参加する場合は、本会指導者、保護者又は本会が認める者が引率を行うものとする。

2 参加者は、引率者及び大会関係者の指示に従わなければならない。

第8条（安全管理）

参加者は、自己の健康管理及び安全確保に十分留意しなければならない。

2 体調不良、負傷その他安全上問題がある場合は、指導者又は引率者の判断により参加を制限又は中止することができる。

3 参加者は、本会が指定するスポーツ傷害保険に加入しなければならない。

第9条（遵守事項）

参加者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 礼節及びスポーツマンシップを重んじること
- (2) 相手選手、大会関係者及び観客に対し誠実な態度をとること
- (3) 危険行為、暴力行為、暴言その他不適切な行為を行わないこと
- (4) 本会の名誉又は信用を損なう行為を行わないこと
- (5) SNS等への投稿に際し、他者の権利利益に配慮すること
- (6) 大会主催者及び本会が定める服装並びに用具を使用すること

第10条（欠場及び辞退）

参加申込み後に欠場又は辞退する場合は、速やかに本会へ連絡しなければならない。

2 既に納入された大会参加費等については、主催者の定めによるものとする。

第11条（事故等への対応）

大会等への参加中に事故、負傷、疾病その他の事態が発生した場合、本会は可能な範囲で必要な対応を行うものとする。

2 本会は、故意又は重大な過失がある場合を除き、参加者間又は第三者との事故等について責任を負わない。

第12条（緊急時の対応）

未成年者が参加する場合において、保護者と連絡が取れない緊急事態が発生したときは、引率者は参加者の生命又は身体の保護のために必要な医療措置等について適切に対応することができる。

第13条（写真及び映像の利用）

大会等において撮影された写真及び映像については、本会の広報活動、活動記録その他正当な目的の範囲内で利用することができる。

- 2 前項の取扱いについては、本会個人情報保護規程の定めによる。
- 3 写真又は映像の利用について特段の事情がある場合は、本人又は保護者は事前に申し出ることができる。

第 14 条（参加停止等）

本会は、参加者が本規程、本会規約その他本会の定めに違反した場合、又は安全管理上若しくは本会の運営上支障があると認められる場合は、大会等への参加を停止又は制限することができる。

第 15 条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

本規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。